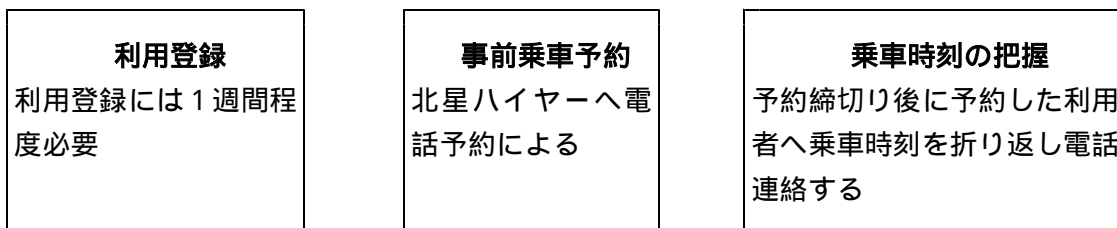


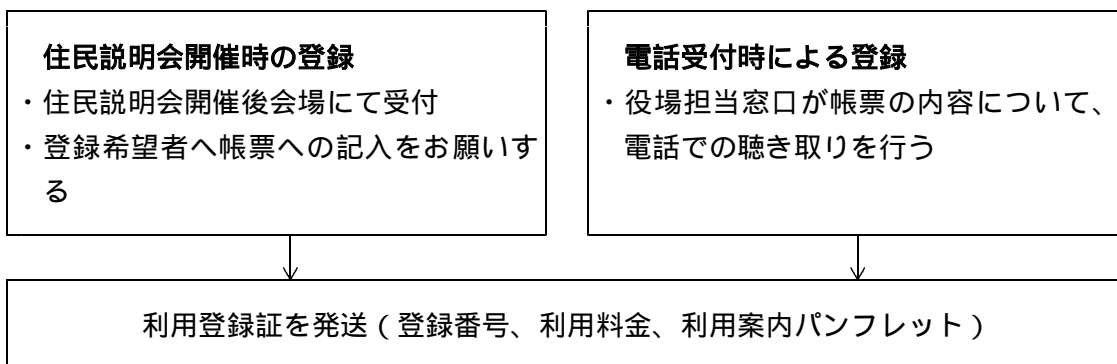
(7) 利用方法

利用手順は、次のとおりとする。



利用登録の方法

- ・利用登録は、住民説明会開催時の登録と電話による登録の二とおりとする。



- ・帳票及びヒアリング内容は、以下のとおりとする。

a.個人属性：住所、世帯主の氏名、登録者の氏名、年齢、性別、tel 番号、fax 番号、携帯番号など
b.自宅位置把握：自宅の目印、ご近所の氏名

事前乗車予約

- ・受付方法、受付時間、予約締切り時間等は以下のとおりである。

受付方法	原則、登録者（本人）からの電話連絡により予約
受付内容	登録番号、利用日、利用便名、行き・帰りの区分、連絡施設名
受付時間	前日の08:00～16:00までに運行する便を予約

乗車時刻の把握

- ・実際の乗車時刻は、予約締切まで確定しないため、締切後 17 時までには予約者へ連絡する。なお、不在の場合、利用者からの問い合わせによりお知らせする。

乗車時間のお知らせ (コールバック) 16:00 ~17:00	第 便、第 便	・利用する方の内、中心部へ外出する方のみ、自宅到着時刻を連絡する
	第 便、第 便	・利用する方の到着時刻をお知らせする

その他

- ・通院など、毎日、毎回利用する登録者のために、一定期間分の事前乗車予約を受付する。
- ・利用キャンセル時は、出発 30 分前まで随時受け付ける。設定時刻に予約者が現れない場合であっても、運行車両は定刻に出発する。

2 - 5 . 向ヶ丘線運行計画

(1) 実施主体、運行事業者及び運行委託先

- ・実施主体は、奈井江町地域公共交通会議とする。
- ・運行事業者は、市街地循環バスと同様に(株)美唄自動車学校を想定する。

(2) 運行車両

- ・運行車両は、市街地循環バスと同じ車両(株)美唄自動車学校所有の15人乗り程度)を用いる。

(3) バス路線の概要

バス路線は、国道12号を運行する中央バス路線及び市街地循環バスと競合しないよう、ルートを設定しつつも、向ヶ丘地区の方も生活交通路線として利用できるものとする。運行方法は、現路線と同様の路線定期運行とする。

(4) 便数、営業キロ程、所要時間及び停留所箇所数

向ヶ丘線の起終点、便数、営業キロ程、所要時間及び停留所設置数は以下のとおりである。停留所は、郊外部など道路交通上支障のない範囲で自由降車区間を設定し、利便性の向上に配慮する。

路線名	起点・終点	便数(休日)	営業キロ程	所要時間	停留所設置数 (往復分)	
					既設	新設
向ヶ丘線	奈井江駅前	2便(2便)	7.8km	20分	既設	7基
	奈井江温泉				兼用	8基
					合計	15基

- 1 : 奈井江温泉×1、向ヶ丘×1、奈井江学園×1、東11号×1、東12号×1、東13号×1、釜屋電機×1、東2線×1、東町生活館前×1、奈井江神社前×1、奈井江駅前×1
- 2 : 町立国保病院×1、奈井江町役場×1、スーパーふじ×1、Aコープ×1